2　国際企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　航空局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な航空局の所掌事務の総括に関すること（国際展開推進企画調整官の所掌に属するものを除く。）。
二　国際民間航空機関との連絡に関すること。
3　国際企画室に、室長を置く。
4　政策調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　航空局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に必要な調査に関すること。
二　外国の航空政策及び航空事情に関する調査に関すること。
5　政策調査室に、室長を置く。
6～9　（略）
10　危機管理室は、航空に関する危機管理に関する基本的な事項に係る企画及び立案に関する事務をつかさどる。
11　危機管理室に、室長を置く。
12　地球環境保全調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　航空局の所掌事務に関する地球環境の保全に関する政策に関する特定事項についての企画及び立案に関すること。
二　航空局の所掌事務に関する地球環境の保全に関する政策に関する調整に関すること。
13　国際展開推進企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　航空局の所掌事務に関する国際展開の支援の推進に関する政策に関する特定事項についての企画及び立案に関すること。
二　航空局の所掌事務に関する国際展開の支援の推進に関する政策に関する調整に関すること。
14　危機管理調整官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する特定事項についての関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（新設）

（新設）

（新設）

2～5　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（削る）

（国際企画室及び政策調査室並びに地球環境保全調整官及び国際展開推進企画調整官）

第百十八条　航空戦略課に、国際企画室及び政策調査室並びに地球環境保全調整官及び国際展開推進企画調整官それぞれ一人を置く。

2　国際企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　航空局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な航空局の所掌事務の総括に関すること（国際展開推進企画調整官の所掌に属するものを除く。）。
二　国際民間航空機関との連絡に関すること。
3　国際企画室に、室長を置く。
4　政策調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　航空局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に必要な調査に関すること。
二　外国の航空政策及び航空事情に関する調査に関すること。
5　政策調査室に、室長を置く。
6　地球環境保全調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　航空局の所掌事務に関する地球環境の保全に関する政策に関する特定事項についての企画及び立案に関すること。
二　航空局の所掌事務に関する地球環境の保全に関する政策に関する調整に関すること。
7　国際展開推進企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　航空局の所掌事務に関する国際展開の支援の推進に関する政策に関する特定事項についての企画及び立案に関すること。
二　航空局の所掌事務に関する国際展開の支援の推進に関する政策に関する調整に関すること。